

## 受動喫煙防止条例（仮称）に関する要望等について

## 【経 過】

- H28. 10. 28 北海道がん対策「六位一体」協議会より、知事、道議会に対し、受動喫煙防止条例の制定等を求める要望書を提出・・・①-1
12. 14 「がん対策北海道議会議員の会」の下に「北海道受動喫煙防止条例検討委員会」設置
- H29. 6. 12 「北海道受動喫煙防止条例検討委員会」が議員提案による条例制定に  
~6. 13 関し、関係団体（道医師会、患者団体等）との意見交換を開催
8. 6 「北海道がんサミット2017」（主催 北海道がん対策「六位一体」協議会）において、道議会議員より条例（案）の概要を説明・・・②
10. 29 北海道がん対策「六位一体」協議会より、知事、道議会に対し、受動喫煙防止条例の制定等を求める要望書を提出・・・①-2
- H30. 6. 28 北海道たばこ対策連絡協議会構成団体の長（道医師会長等）が道議会議長、副議長、各会派会長、幹事長に対して条例制定を求める要望活動を実施・・・③
7. 6 平成30年第2回北海道議会定例会「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」案可決・・・④
11. 26 北海道がん対策「六位一体」協議会より、知事、道議会に対し、2020年春までの受動喫煙防止条例の制定等を求める要望書を提出・・・①-3

## 北海道がん対策「六位一体」協議会の要望書（関係部分抜粋）

- 1 道は、公共の場所、病院等への喫煙全面禁止条例を制定するほか、道内全ての市町村に受動喫煙防止条例を制定されるよう働きかけること。（H28. 10. 28）
- 2 道議会は、受動喫煙ゼロ、公共施設の敷地内禁煙、建物の建物内禁煙を目標とした受動喫煙防止条例を速やかに制定すること。また、飲食店などにおいては、厚労省の分煙判定基準に基づく、分煙等の表示をすること。（H29. 10. 29）
- 3 道、道議会、札幌市、札幌市議会は、2020年度春までに受動喫煙ゼロを目標とする「受動喫煙防止条例」を制定することとし、条例制定までのタイムスケジュールを示すこと。（H30. 11. 26）

# 北海道受動喫煙の防止に関する条例(案)の概要

## 条例(案)のポイント

- ①禁煙・分煙を徹底することにより、受動喫煙を防止(1条、3条)
- ②そのために、公共的施設では敷地内または、施設内を禁煙(14条、15条) ※飲食店は、利用実態に応じ、喫煙専用場所を設置可能
- ③小規模施設は、管理者の選択性(15条)
- ④管理者は、②③について表示を義務(16条)
- ⑤利用者は、その表示により選択(16条)
- ⑥喫煙者は、受動喫煙を生じさせないようにする配慮義務(6条)

## I 総則

### 1 目的

○道の施策の基本となる事項等を定めることにより、受動喫煙の防止に関する施策の総合的推進を図る

### 2 定義

○受動喫煙 他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされること  
 ○公共的施設等 学校、体育館、病院、劇場、集会場、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する鉄道車両、自動車、船舶及び航空機

### 3 基本理念

- ①たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことや、他人の健康で快適な生活を妨げるおそれがあることについての認識を国、道、市町村、道民、喫煙をする者、事業者、公共的施設等管理者及び関係団体が共有
- ②受動喫煙の防止は、全ての道民が、自らが意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進
- ③たばこの煙により健康で快適な生活を妨げられることのない環境の整備をすることを目的とし、家庭内その他これに準ずる私的な場所における喫煙を制限するものではないという理解の下に推進

### 4 道の責務

- ①受動喫煙の防止に関する施策を総合的に推進
- ②受動喫煙の防止に関する道民の理解促進に向けた普及啓発

### 5 道民の責務

○受動喫煙による健康への悪影響を正しく理解し、国、道及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力

### 6 喫煙者の責務

- ①受動喫煙の原因となる行為を自覚し、受動喫煙を生じさせないように努める
- ②特に未成年者、妊婦及び高齢者には受動喫煙を生じさせないように配慮

### 7 事業者の責務

○受動喫煙による健康への悪影響や取組についての理解を深め、受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める

### 8 公共的施設等管理者の責務

○その管理に属する公共的施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める

### 9・10 市町村、国との連携

- 市町村が行う地域の実情に応じた受動喫煙防止のための取組に対して連携協力(9条)
- 国と連携協力して受動喫煙の防止対策の推進を図り、必要な措置を講じるよう要請(10条)

## II 受動喫煙の防止に関する基本的施策

### 11・12・13 基本方針など

- (施策の基本方針:11条)
- ①道民に対する受動喫煙防止に関する意識の高揚を図る ②公共的施設等において必要な措置が講じられるよう、環境の整備(知識の普及等:12条)
- 道民、事業者等に対し、受動喫煙の防止に自ら取り組むことができるよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずる(情報の提供:13条)
- 市町村、事業者及び公共的施設管理者が受動喫煙防止に関する取組を適切に行えるよう、必要な技術的知識その他の情報を提供

## III 受動喫煙の防止の推進

### 14・15 公共的施設等における喫煙の制限

- 医療施設、児童福祉施設、学校(小学校、中学校、高等学校)などは、施設内及び敷地内禁煙(14条)
- 大学、体育館、不特定かつ多数の者が利用する官公庁施設等は施設内禁煙(14条)
- 上記以外の公共的施設等の施設内は、喫煙禁止を努力義務。ただし、施設の利用実態に応じ、喫煙専用場所を設けることができる。なお、施設内に喫煙専用場所の設置が困難な小規模施設を除く。(15条)

### 16 表示義務

- 公共的施設等の全部又は一部の場所で、喫煙を禁止している旨を掲示
- 喫煙専用場所を設けている場合掲示
- 飲食店その他不特定多数の者が使用する施設は、喫煙を禁止しているか否かの別、喫煙専用場所の有無を掲示

## 受動喫煙防止条例に関する要望

## 「受動喫煙防止条例を一刻も早く制定してください」

私ども「たばこ対策連絡協議会」は道民の健康を守るため、それぞれの持ち場でたばこ対策推進のための活動をしています。

たばこ対策の中でも、たばこを吸わない人が他人のたばこ煙のために健康被害を被る「受動喫煙」をなくすことは極めて重要な課題と考えます。

受動喫煙によってわが国ではがんなどで毎年1万5千人の人が命を落とし、喘息や冠動脈疾患などを悪化させていると言われますが、受動喫煙を防止するには屋内を全面禁煙にすることが必要です。

北海道では喫煙率が高く職場でも家庭でもたばこを吸う人が多いため、受動喫煙の被害を受ける人が多いことが懸念され、特に妊婦さんや子どもを法的な規制で守る必要があります。また、札幌市の冬季オリンピック招致のためにも受動喫煙防止条例は不可欠と思います。

道内では2年前に美唄市で受動喫煙防止条例が制定され、今のところそれに続く自治体はありませんが、受動喫煙防止対策の推進を望む道民の期待はいよいよ高まっています。

受動喫煙による道民の健康被害が広がらないよう、一刻も早く受動喫煙防止条例を制定していただくことを要望します。

平成30年 6月28日

北海道議会議長 様

一般社団法人北海道医師会  
会長 長 瀬 清

一般社団法人北海道歯科医師会  
会長 藤 田 一 雄

一般社団法人北海道薬剤師会  
会長 竹 内 伸 仁

公益社団法人北海道看護協会  
会長 上 田 順 子

日本禁煙医師歯科医師連盟北海道支部  
支部長 長 瀬 清

日本禁煙学会北海道支部  
支部長 松 崎 道 幸

非喫煙者を守る会  
代表 黒 木 俊 郎

北海道公衆衛生協会  
会長 岸 玲 子

公益財団法人北海道対がん協会  
会長 長 瀬 清

公益財団法人北海道健康づくり財団  
理事長 長 瀬 清

## 決議案第1号

## 受動喫煙ゼロの実現を目指す決議

たばこの煙は、三大有害物質であるニコチン、タール、一酸化炭素を初めとする発がん性物質を含んでおり、他人のたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などのリスクを高め、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的にも明らかにされている。

このため、望まない受動喫煙が生じないように、特に、20歳未満の者及び妊婦がたばこの煙にさらされることのないよう、受動喫煙防止対策を推進するとともに、たばこの煙が他人の健康を損なうことについて、道民一人一人の認識を深めることが極めて重要である。

望まない受動喫煙を防止するには、喫煙者が周囲の状況に配慮するとともに、関係者が健康で快適な生活を維持するための分煙環境を整備することにより推進されなければならない。

また、全ての道民が、受動喫煙による健康への悪影響について改めて関心と理解を深め、安心して快適な生活環境を享受することができるよう、関係者が緊密な連携を図り、条例化に向けた取り組みなど必要な措置を講じながら地域の実情に応じた受動喫煙防止対策を推進する必要がある。

よって、北海道議会は、道民を初め、国、道、市町村、事業者、公共的施設等管理者及び関係団体と相互に連携・協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指し、一丸となって全力で取り組むことを、ここに宣言する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会